



- は、当該申請等がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該申請等に係る申請書等の閲覧の請求をることができる。
- 一 当該遺言者の相続人
- 二 関係相続人等（前号に掲げる者を除く。）
- 三 当該申請等に係る申請書又は届出書に記載されている法第四条第四項第三号イ又はロに掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）
- 四 次に掲げる者は、法第八条第一項の撤回をした遺言者が死亡している場合において、特別の事由があるときは、当該撤回がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該撤回に係る撤回書等の閲覧の請求をすることができる。
- 一 当該遺言者の相続人
- 二 当該撤回がされた申請に係る遺言書に記載されていた法第四条第四項第三号イ又はロに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）
- 三 当該撤回がされた申請に係る遺言書に記載された各項の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。
- 四 遺言者が第一項又は第二項の請求をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならぬ。この場合においては、法第五条の規定を準用する。
- 五 法第十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項から第四項までの閲覧を請求する者について準用する。
- （行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）
- 第六条 申請書等及び撤回書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 第七条 申請書等及び撤回書等に記録される保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。
- （事件の送付）
- 第八条 法第十六条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。（意見書の提出等）
- 第九条 法第十六条第四項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に

- 2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一一条第二項に規定する審理員の数をえた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。
- 第十一条 法第十六条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。（行政不服審査法施行令の規定の読み替え）
- 第十二条 法第十六条第一項の審査請求に関する法律（平成三十一年法律第七十三号）第十六条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十一年法律第七十三号）第十六条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号）第十四条第一項に規定する意見書の副本」とする。
- （法務省令への委任）
- 第十三条 この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、法の施行の日（令和二年七月十日）から施行する。
- 附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
- 附 則（令和三年一〇月二九日政令第二九二号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。